

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向

踏切事故（鉄軌道運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。）は、長期的に減少傾向にあり、平成2年の発生件数は790件、死傷者数は530人で、昭和60年と比較して、発生件数で17%、死傷者数で24%の減少となった。

このような踏切事故の減少は、踏切道の改良等の安全施策の積極的な推進によるところが大きいと考えられるが、鉄軌道の全運転事故件数の約60%を占めている状況に変化はなく、また、整備すべき踏切道は、依然多数残されていることから、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）の延長を図るとともに、平成3年度を初年度とする第5次踏切事故防止総合対策に基づき、引き続き、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進その他踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止するものとする。

第2節 講じようとする施策

1 踏切道の立体交差化及び構造改良の促進

大都市過密地域等の列車運行回数が特に多い区間における踏切道については、連続立体交差化することにより、また、これら以外の踏切道のうち遮断時間が特に長く、かつ、道路交通量の多いもの、主要な道路との交差に係るもの等については、単独立体交差化することにより、踏切道の除去を推進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図る。

また、自動車が行き交う踏切道であって、踏切道の幅員が接続する道路の幅員よりも狭いもの、踏切道の舗装が悪いもの等については、構造の改良を強力に推進する。

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況、う回路の状況等を勘案し、二輪車等小型の自動車以外の自動車も通行する踏切道については、原則として踏切遮断機を整備し、その他の踏切道については、必要に応じ踏切保安設備を整備する。

また、道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要な交通規制を実施する。

3 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて近接踏切道の統廃合を進めるとともに、これら以外の踏切道についても、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を推進する。

4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、踏切信号機、踏切支障報知装置、歩行者等のための横断歩道橋等の設置を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを強化する。

また、大都市の踏切道における交通渋滞を緩和するため、踏切遮断機の遮断時間の適正化を図る。

さらに、踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことにかんがみ、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、安全意識の向上及び踏切支障時における非常信号等の緊急措置の周知徹底を図るための広報活動等を一層強化する。